昭和33年7月10日発行　広報とちお　（第三種郵便物認可）　（4）

恐ろしい伝染病を防ぎ 夏の健康を守りましょう

住みよい環境にするために夏に多い伝染病の予防について述べてみましょう。つゆどきは高温多湿のため、カビが生え、食物がくさり、伝染病が流行しやすい時期となります。それにまして「カ」や「ハエ」の発生も本格的となつてきて、赤痢（含む疫痢）、日本脳炎、腸チフスなどが媒介されますので、発生防止に特にご協力ください。

【赤痢】

赤痢は、法定伝染病のうちでも毎年最も多くの患者が発生しております。

栃尾市の赤痢発生状況は、昭和三十年二百八十四名、昭和三十一年百四名、昭和三十二年六十六名となつており、ことしは四月から六月二十五日までに十二名の患者がでております。毎年、赤痢がこのように流行する原因には、明確なる説明はつかないが、①保菌者が非常に多いこと、②赤痢の予防注射は今のところ完全なものでなく実用の段階までにいたつていないこと、③赤痢菌の流行菌が年ごとに変つていることなどが考えられます。

また、最近は抗生物質の乱用による、しろうと療法が多いので強度の耐性菌があらわれている現況であります。そこでこのような予防方法をあげますと、①衛生施設の悪い共同井戸、便所の開放、手洗水のない場合よりも水源を改良した場合は家族内二次感染率を三分の一に、便所の改善は二分の一に、手洗水（流水使用）の使用は三分の二に減らすことができ、これら三点を完全にすると十分の一に減らすことができるといわれております。②しろうと療法は生命を失い、また、赤痢を蔓延させる大きな原因となります在宅患者の患者と死者をそれぞれしろうと療法の有無で区別した場合、しろうと療法をやつた方が死亡率が高くなつています。また、更に大切なことは、しろうと療法でなおして症状（下痢など）が全くなくなつても菌を出していることが多く、そのままにしておくと菌は深部に入つてなかなかとれなくなります。

しかも長い間菌をだすので家族やまわりの人にうつす危険が多いのです。かるい下痢でも赤痢であることが多く、菌が出なくなつたかどうかは検便以外にわかりません。大切な家族にうつさないため、また、社会人の務めとしても赤痢にかかつたときや、あやしいと思うときは医師の診察をうけ検便をやつてもらうことが大切です。

③疫痢にかかつた疑いがあるときはすぐ医師の診察を受ける必要があります。疫痢で死ぬ子は毎年八千人にのぼつております。死亡者中九〇％は医師の見た時すでに重態だといわれています。症状が重くなつて入院できないような手おくれにならないように小さい子供さんには特に注意してください。

疫痢の発病してから治療を受けるまでの時間別にみた死亡率、

六時間以内	七％
十二時間以内	三〇％
十八時間以内	六〇％
二十四時間以内	六〇％

暑さに負けない食生活 食物の組合せを上手に

梅雨があがると、夏がきますが、このはげしい暑さの中で農作業が続くようになりますと、からだがだるく、食欲もおちて、身体に異常が起りやすくなつてきます。それには、充分な睡眠と適度の運動そして正しい食生活に心がけたいものです。まず、偏食をせず食事の回数を一定にし、つり合いのとれた食事をすることが最も大切なことです。

暑くなるとともかく口あたりのよい冷たいものや、水気の多いあつさりしたものをたべがちになります。たとえば、もりそば、お茶づけ、冷麦などは栄養が少く、また栄養が一方にかたよつていますのでからだの疲れをいつそうひどくし、ついには夏やせをおこします。夏はとくに汗がでますが、一リットルの汗が蒸発するためには、約五百六十八カロリーが失われるといわれこのうちには、食塩が約一グラム、鉄分が一・八ミリグラムとともに失われるといわれています。特にこの点にも注意して、魚肉類をとるときも肝臓など利用するよう心がけるとともに、量が少くてもカロリーの多い脂肪類を上手に調理し、また、新鮮な赤緑黄野菜（トマト、ほうれん草、人参）などをとることが夏の病気を防ぐ要素ですから、いろいろと工夫して暑さに負けない体力をつくりましょう。

市民の声

（問）この間、戸籍謄本を作つてもらいにいつた時、廊下に三十五分間もじつと立つて待つていたのでつかれましたが、私だけではないと思いますから、ちよつと休む事のできる椅子を置いていただけないでしようか。（上塩G生）

（答）おおせのとおりお待ちしていただくに恐縮ですのでこの間、注文しました。近いうちに備え付けますからしばらくお待ちください。

（総務課）

人事異動

人事異動が次のとおり発令されました。

▽看護婦　保健衛生課　稲田ケイ

▽雇　市中央公民館勤務　外山直子

キャンプ指導講習会

七月二十九、三十日

県教育委員会、市教育委員会の共催で、七月二十九・三十日の二日間守門山及び布滝でキャンプ指導者講習会を開催いたします。参加申し込みと、明細の問合せは、市教育委員会社会教育課（電話二七四・七六一番）へお願いいたします。

税務署からお知らせ

例年のとおり、昭和三十年分申告所得税第一期分の予定納税の時期（七月三十一日限り）がまいりました。

予定納税を必要とされるかたがたは、すでにご準備中のことと存しますが、すでに通知済の「予定納税額の通知書」に記載されてある、第一期分の納税額を七月三十一日までに（銀行、郵便局等の窓口で取扱っております）納めていただくことになっております。

ぜひ、期限内に納税されますようご協力願います。

昭和三十二年二月二十日第三種郵便物認可　毎月十日発行（定価一部二円）

広報とちお

第22号

発行人　栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）750

人口の動き
（6月末日現在）

世帯数	7.199
人口	38.588人
男	18.629人
女	19.959人

第四回市議会定例会

追加更生予算など九件を可決

昭和三十三年第四回市議会定例会が六月二十三日開かれました。

最初に各常任委員会に付託になつていた請願十件の審議結果が各委員長から報告があり、報告どおり可決しましたその後、一般質問があり中食午後一時からは市長の要請で全員協議会に切り替え、次のことを協議しました。

▽東谷小学校屋内体操場の処分について

▽建設課でオートバイの購入について

▽石炭購入について

▽高等学校建築資金について

▽ブルドーザの使用について

午後三時本会議再開、提出議案九件を原案可決、請願二件を採択、陳情一件を採択して午後四時五十五分閉会しました。

提出された議案は次のとおりです。

▽職員の公務災害補償条例制定について

▽職員の退職手当等支給積立基金条例制定について

▽職員の定数条例の一部改正について

▽国民健康保険条例の一部改正について

▽国民健康保険税条例の一部改正について

▽昭和三十三年度一般会計歳入歳出予算追加について

▽昭和三十三年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算追加について

▽国民健康保険運営協議会委員選任について

▽市税賦課徴収条例の改正について

一般会計　追加更正予算額

五百二十八万七千六百七十四

昭和三十三年度一般会計歳入歳出追加更正予算が原案どおり可決されました。

今回提出された追加更正予算額は、合計五百二十八万七千六百七十四であつて、主なものは次のとおりです。

市役所費が三十四万八千四百二十円、これは職員の死亡および退職手当二十六万二千四百二十円と庁内連絡およびPRのための庁内放送施設費の八万六千円であります。

消防費が十六万円、これは消防車庫の改造十一万円と無電機装置不足五万円であります。

土木費が九十九万円、これは県道工事に対する地元負担金の追加であります。

教育費が百十八万六千五百円、これは小学校の理科教育設備費に三十万円、営繕費に十九万五千円、教科用図書給与費八万二千円が計上されており、中学校の理科教育設備費に三十二万円、教科用図書給与費に四万二千五百円計上されております。このほか、教育振興費に荷頃中学産業教育振興費の二万円、教育委員会費に作業員の退職金として一万二千円があります。

産業経済費では、九十四万二千七百五十円、これは水田裏作飼料化促進事業費が十万二千円、牛衡器設置費が二十二万円、守門林道災害復旧工事費二十九万七千円、新農村建設費十万円、農業土木費に国際貿易促進協会負担金一万円と栃尾市商工会に対する雪中道路交通確保事業助成金二十七万三千七百五十円が計上されております。

諸支出金は、十六万円、これは長岡聾学校施設充実費の一万円と式典費十五万円が計上されております。

繰出金は、上水道特別会計

（綴つて保存いたしましょう）

農家のかたへ

新潟県農業基本調査

新潟県統計調査条例に基いて、きたる八月一日現在で新潟県農業基本調査が県内全農家について一せいに行われます。

この調査は、本県の農家の家族の状況や、田畑の面積や貸借の状況、家畜や農機具などの導入状況などについて調べ、どの地方でどのような農業経営が行われているかなど、その実態を明らかにして、本県農業の振興と県民生活の安定向上を図るに必要な資料をうることを目的としております市でも、この調査の集計結果を今後の農業施策の資料とする重要な統計調査でありますから、調査票には、ありのままを記入くださるようお願いします。この調査結果は、統計以外には利用いたしません。

この調査のため、きたる八月上旬に県知事が委嘱した調査員が、直接各農家に参上して、調査事項について、いろ〳〵お聞きすることになつていますから、よろしくご協力くださるようお願いいたします。

国保予算も追加

今回の追加予算は、二十万

国保運営協議会委員選ばる

本市国民健康保険運営協議会委員、原田紋之助、松沢貫二、石原敏雄、多田伊二、伊東養正の各氏は、さる六月三十日で任期満了となつたため改めて次の五氏が選ばれました。

〔被保険者代表〕大崎金三〔医師・歯科医師代表〕松沢貫二・酒井与作〔公益代表〕多田伊二・山井五郎

この委員の任期は二年です

火の用心

の積立金十五万円、職員の退職手当四万六千五百九十円、その他賃金五千円であります

この財源は、前年度繰越金で求めております。

現計予算は、二千八百八十七万九千九十円となりました一千五百九十円でこの内訳は新潟県国民健康保険融資金庫の設立にともなつて同金庫へ

第2次 自衛官募集中

ブルドーザの使用内規できる
建設工事にご利用ください

さる二月購入したブルドーザが、冬期間除雪作業でその威力を発揮したことは、すでにご存知のとおりです。

このブルドーザを建設工事または公益事業を行う者に広く利用していただくため、このたび栃尾市建設機械使用料内規ができましたので、次にその内規のあらましをお知らせします。

▽使用申し込みの申請

建設機械（ブルドーザ、D五〇）を使用しようとする者は、建設機械使用申請書二部を使用しようとする日の十日前までに市長に提出しなければなりません。（申請書の様式は市建設課にあります）

▽使用期間および時間

㋑ブルドーザの使用期間は一回につき十日以内

㋺一日当りの使用時間は七時間

（ただし、市長が必要と認めた場合、日数、時間を延ばすことができる）

▽使用料およびその他の経費の負担

㋑運転手づき実働一時間当り二千四百三十円（一日＝一万七千円）

㋺ブルドーザの往復に要する費用、一キロメートル当り百二十円（ただし五〇〇メートル未満は一キロメートルとし五〇〇メートル未満は切り捨てる）

㋩このほか使用期間中にブルドーザを亡失またはき損した場合は、その補てんに要する経費ならびに破損した場合はその修理に要する経費は借受者が負担しなければなりません。

▽使用料およびその他の経費の納付

㋑使用料は前納しなければなりません。

㋺使用料の前納金の過不足については、ブルドーザ使用後五日以内に精算しなければなりません。

▽作業完了報告

ブルドーザの使用者は、作業の実施完了報告を作業完了後五日以内に市長に提出しなければなりません。

（写真は、大倉における開墾作業中のブルドーザ）

自転車荷車税を廃止
軽自動車税を設定

地方税法の一部が改正されて、本年度から自転車や荷車リヤカーなどに税金がかからないことになりました。したがつて新たに自転車やリヤカーなどを買つてもそれを市役所へ届けて鑑札をつけるという必要がなくなつたわけです

自転車、荷車税は、昭和三十二年度限りで廃止されたわけですが、オートバイ、バイク、スクーター、原動機付き自転車、それから陸運事務所へ届け出てある農耕用車両などには、軽自動車税という名前で次のような額がかかることになりました。これは従来県税の対象であつたものの一部に対し、市税としてかかることになつたわけです。

一、原動機付自転車

㋑総排気量が五〇CCまで　年額　五〇〇円

㋺総排気量が五〇CCをこえ九〇CCまで　年額　八〇〇円

㋩総排気量が九〇CCをこえ一二五CCまで　年額　一〇〇〇円

二、軽自動車

㋑農耕作業用（陸運事務所「新潟」に届出してある耕うん機）　年額　六〇〇円

㋺その他（車体検査の必要がないオートバイ、スクーター）　年額　一五〇〇円

三、小型の二輪自動車（陸運事務所「新潟」で車体検査の必要なオートバイ）　年額　二五〇〇円

軽自動車税は、毎年四月が納期になつていますが、今年だけ都合で七月に納めて、いただくことになつていますからそのようにご用意をお願いいたします。

なお、新潟の陸運事務所へ届ける必要のあつた総排気量一二五CC以上の車は、従来どおり陸運事務所へ届け出なければなりません。同時に、市役所へも届けなければならないことになりましたから、忘れずに届け出て下さい。

露店商に対する注意

『さあこゝに靴下が、一ツ二ツ三ツ、さあみんなで七足だ、これだけの品物はどこで買つても千円や千五百円はとられるところだ、今日は特別、その半値だ、七百～六百ええ五百円、五百円だ、誰か買わないか』と若い露店商がはちまき姿も威勢よく、口上をならべて客の顔を一わたり見てから『ええ、今日は特別だ、まけた、百円百円、さあ百円まけた』このとき見ている群衆の中から、若い兄ちやんが百円を出す、すると続いて隣りの婆さんもどこかの父さんもお金を出そうとしています。『さあ五人だけだよ』靴下七足で百円で買えるとは安いものだと見ている者はだれでもそう考えます。人々は争つて百円札を出すと商人はこのうち五人の者から百円札をとつてしまつた。それから七足の靴下を包み始める。品物を渡そうとしてから、『もう三百円下さい』『これは百円にまけたのでしよう』『たしかに百円まけました。五百円のところ百円まけて四百円、今、百円もらつてありますからもう三百円』

『四百円も取られるのだつたらいりません』

『冗談じやない、俺達はだてや酔狂で商売をしているのではないよ、包んだ品物は、買つて貰わなければならない』こうしてすごみをきかしてきます。誰が考えても千円もする靴下が百円で買えるわけはありません安いと思つても思わぬところにひつかけられてとんだためにあうことになるのです

こうした商売は、敷布、腹巻、シャツ類のたたき売りなどによく見かける風景です。一本五拾円だと思つたバンドが二百五拾円もとられたり一枚三拾円と書いてあつたはずのナイロンのフロシキが百三拾円であつたり、安いと思つて手を出したところ、とんだバカを見た例がたくさんありますそのほかにも、五目ならべ街頭トバクなどにひつかかつた話もあります。

みんなでこうしたことを話し合つて『君子は危きに近よらず』お互に注意をいたしましよう。

（栃尾警察署）

明日からといわず
今日からメートル法に慣れましよう!!

七月の税金は

固定資産税第二期分
軽自動車税全期分
国民健康保険税七月分
であります

社教委員長（石田氏）再任される
副委員長（川田氏）も再任

市教育委員会では、七月三日中央公民館において社会教育委員会の定例会を開催し、委員長、副委員長に次の諸氏を再任しました。

委員長　石田藤蔵（再任）
副委員長　川田仁一郎（再任）

〝七夕まつり〟行事
八月七、八日実施

市中央公民館、市商工会主催による〝七夕まつり〟が八月七日午后七時二十分から大布橋河畔でおこなわれます。〝七夕まつり〟はすでにご存知のように七夕の短冊に、思いや、願いを書いて青竹にかざりつける行事でありますがこの行事として、燈ろう流しと、納涼簡易煙火大会をおこないます。この煙火大会は、七日午后九時から栃尾小学校屋体運動場西側の西谷川畔で行い、同時に仕掛煙火もおこないます。また、八月八日午后七時三十分から諏訪神社境内で〝星まつり〟と納涼映画大会もおこなわれます。

この七夕まつりにともない市中央公民館では、次の要領で俳句、短歌、川柳を募集いたしますから奮つて応募してください。

応募規定

①題は自由ですが、なるべく七夕まつりにちなんだもの、

②一人各五首以内として、市内現住者に限ります。

③応募〆切　八月三日

④送り先　栃尾市中央公民館

⑤選者　広沢真砂三先生外

⑥入選発表　八月七日　中央公民館前に掲示いたします。

⑦入選　佳作作品には賞品を贈りますが、賞品は八月十五日までに中央公民館より受取つてください。

市史編さん研究会開かる

市教育委員会主催で六月二十七日市役所会議室で栃尾市史編纂研究会が開催されました。「市史はいかにして編纂すべきであるか」との目的をもつて、県文化財主任、宮栄二先生、新大教育学部助教授小村弋先生をむかいて開かれ市内関係有識者多数の参加を得て、両先生の該博なる知識と熟は集るものに多くの感銘と示唆をあたえて、資料収集等、数年間にわたる市史編纂への決意をあらたにいたしました。

連青体験発表会
開催さる

六月二十九日入東谷中学校において市教育委員会、市連合青年団主催のもとに開催した。青年体験発表会並びに、「青年の主張」の会の入賞者は次のとおりです。

◎体験発表の部

一位　杉野勇司（入東谷）

◎道は違えど

二位　石原忠夫（西谷）

◎小さなことより発展を期して

三位　保科荘司（西谷）

▽明るい農村建設は女性と共に

◎青年の主張の部

一位　葛綿　清

▽明るい農村はわれ〳〵の手で

（評）仕事がいそがしい、利益が少い、娯楽施設が乏しい農村の諸問題の解決などを共同の力によつて科学的に解決していきたい。そして貧因な地域を向上させたい。という青年の発表には二百名をこえた聴衆に大きな感激をあたえた。

東谷チーム優勝

市教育委員会、市連合青年団主催による市制記念第五回青年駅伝大会が、七月六日おこなわれました。この日はあいにく雨となりましたが、雨中ものともせず参加十チーム百十名の選手によつて決行されました。コースは栃尾＝東谷＝入東谷・折返して下塩谷＝上塩谷と八区間を元気一杯に熱戦を展開敢斗した結果、次のチームが入賞いたしました。

①東　谷　二時間一分四十秒
②下塩谷二時間三分五十九秒
③荷　頃　二時間四分二十秒

中学の部

①栃尾中　二時間九分八秒
②荷頃中　二時間十分二秒
③中野俣中　二時間十六分七秒

夏休みと子供の生活指導

学校教育課

子供たちが待ちこがれていた夏休みがやつてきました。子供たちに一ヵ月間もの長い夏休みを、どのようにしたら夏にふさわしい生活のしかたを学ばせることができるでしようか。それには、子供が自分で考え、自分から進んで、実行する生活態度を養うようにすることです。規則的な学校生活から解放された子どもはいきおい自由な時間がふえ自分の判断や、意志によつて生活することが多くなりますですから、この機会をとらえて、できるだけ子供たちが自分で判断し、計画し、実行したり、反省するようにしむけ自主性や自律性を高めたいものです。

イ、家庭学習

①勉強は毎日続けてやらせること。

②一日の生活の中に、子供が勉強するのに最も都合のよい一定の時間を与えてやること

③一日の学習時間の標準低学年、三〇分前後、中学年一時間前後、高学年、一時間半前後

④とかくすると強勉の結果を見て叱りがちですが、勉強の進みぐあいに注意して励ましてやり、強勉そのものの指導よりも、勉強しやすい家庭環境をつくつてやることが大切です。

⑤図画、習字、工作等の表現作業や自然の観察、生物の飼育、実験、採集なども大切な勉強です。

ロ、健康生活

毎日の生活で注意しなければならないことは、遊びすぎ夜ふかしなどで過労を重ねないで規律正しい生活をする習慣をつけることが最も大切です。

①寝る時間と起きる時間を一定にすること。

②勉強は涼しい朝のうちに行い、運動は午後の方がよい。

③暴飲、暴食をさせないこと

④昼寝はさせる方がよいが、寝冷えに注意すること。

⑤運動に夢中になつて過労にならないようにすること。

ハ、水泳上の注意

①少くとも三人ぐらいの友だちと行かせるようにし、一人で行くことはぜつたい禁止させてください。低学年の子どもは大きい者と行くようにさせてください。

②行く時、帰つた時は家の人に報告させるようにしつけてください。

③学校できめられた場所で泳がせるようにし、堤は危険ですから禁止することが望ましい。

④学校できめられた期間と時間を守つて泳ぐようにさせてください。とくに、正午から二時の間に最も事故が多いようです。

ニ、交通事故防止

栃尾市内の交通量は年々増加し、交通事故の被害者は子供が最も多いということです次のようなことは危険ですから気をつけさせてください。

①小路から大通りに走り出る

②道路上での遊びに気をとられ車を見ない。

③車にぶらさがる。